

公募「市場の駅（都城市公設地方卸売市場内の関連商品売場棟）出店」 募 集 要 項

令和8年6月11日

1 目的

「市場の駅セボン・チ・マルシェ（都城市公設地方卸売市場内の関連商品売場棟）」について、空き店舗（2区画）の入店を募集します。

2 内容

市場の駅内の3店舗について、市民ニーズや市場事業に適合し、施設の活性化が見込まれる事業者に貸付を行います。

3 対象施設

都城市公設地方卸売市場内関連商品売場（都城市志比田町5571番地1）
15平方メートル 1室、60平方メートル 1室

4 貸付期間

貸付先決定以降を始期として、5年ごとの更新を予定しています。

5 施設利用料

1平方メートルにつき月額1,300円

※別途消費税及び地方消費税が加算されます。

※使用期間が1月に満たない場合は、1月を30日とする日割り計算により算出します。

6 光熱水費

施設利用料のほかに、光熱水費（電気代、水道代、ガス代（利用時））、共益費（共用部分の電気代等）の負担が必要です。

7 保証金

市場施設利用料（税抜）月額額の6倍に相当する額を保証金として預託する必要があります。

8 募集する関連事業者

飲食店及び生鮮食料品等の販売事業者

※特に、飲食店及び鮮魚取扱事業者を募集します。

9 応募基準

以下のいずれにも該当しない者（法人の場合は、役員に以下のいずれかに該当する者

がないこと)

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終り、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- ③ 関連事業者の許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
- ④ 業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験、資力及び信用を有しない者
- ⑤ 暴力団関係者

10 応募方法

(1) 提出書類

事業計画書（所定様式）

(2) 応募受付

応募しようとする者は、受付場所へ提出書類を持参してください。郵送による応募は受け付けません。

① 受付期間

随時受付

毎月15日及び末日締めで応募者を取りまとめ、適宜選考を実施します。

② 受付場所・時間

都城市役所農政課（市役所本館4階） 都城市姫城町6街区21号

午前8時45分から午後4時30分まで。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。

電話 0986-23-2768

都城市公設地方卸売市場（管理事務所） 都城市志比田町5571番地1

午前9時から午後5時まで。ただし、日曜及び祝日を除く。また、水曜及び土曜は午前9時から12時までとする。

電話 0986-25-5242

(3) その他

- ① 必要に応じて、追加資料の提出を求めることがあります。
- ② 応募に必要な一切の経費は、全て応募者の負担とします。
- ③ 応募受付後に辞退する場合は、書面（任意様式）により申し出てください。

11 貸付先候補者の選定及び貸付先の決定

(1) 貸付先候補者の選定

提出された関連事業者許可（更新）申請書等の記載内容を精査し、貸付先候補者を選定します。

※原則、提出された事業計画書等により審査しますので、記載漏れ等ないように注

意してください。

(2) 貸付先の決定

審査委員会による審査に基づき、貸付先を決定します。

※決定後の辞退は、原則、認められません。

(3) 決定結果の通知

貸付先の決定結果は、速やかに、応募者全てに書面により通知します。

12 貸付先決定後の手続き

(1) 関連事業者許可申請書の提出

① 関連事業者許可（更新）申請書

申請書に以下の区分に応じた書類を添付してください。

②-1 申請者が法人の場合

ア 定款及び規約等

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

ウ 貸借対照表及び損益計算書

エ 事業開始日以後2年間における事業計画書

オ 代表者及び役員の履歴書

カ 代表者及び役員につき、市町村長の発行する身分証明書

キ 株主又は出資者の氏名及び持株数又は出資額を証する書類

ク 誓約書（都城市公設地方卸売市場業務条例施行規則 様式第5号）

ケ 誓約書（都城市暴力団排除条例施行規則 様式第6号）

コ 市町村民税の納税証明書その他市長が必要と認める書類

②-2 申請者が個人の場合

ア 履歴書

イ 申請者の住所氏名が確認できる書類又はその写し

ウ 市町村長の発行する身分証明書

エ 事業開始日以後2年間における事業計画書

オ 誓約書（都城市公設地方卸売市場業務条例施行規則 様式第5号）

カ 誓約書兼同意書（都城市暴力団排除条例施行規則 様式第2号）

キ 市町村民税の納税証明書その他市長が必要と認める書類

※登記事項証明書、身分証明書、住民票を提出する場合は原本

(2) 関連事業者許可証の交付

市長は、貸付を許可した事業者に対して、関連事業者許可証を交付します。

(3) 保証金

関連事業者は、許可を受けた日から起算して1月以内に保証金を市長に預託する必要があります。

13 その他

(1) 以下のいずれかに該当する場合は、応募・貸付先の決定を失効又は無効とします。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 貸付先の審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ③ この募集要項に違反すると認められる場合

(2) 貸付後、退去される際には、店舗の原状復旧が要件となります。

14 問い合わせ先

都城市農政部農政課 重石

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号（都城市役所4階）

電話 0986-23-2768

FAX 0986-23-2660

e-mail nosei@city.miyakonojo.miyazaki.jp